

平成20年7月18日

各位

会社名 沢井製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 澤井 光郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問合せ先 取締役 コーポレート部門担当
兼総務部長 尾鼻康弘
(TEL 06-6105-5823)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年6月24日開催の当社第60回定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に基づき、平成20年7月18日開催の取締役会において、当社および子会社の取締役、監査役、および従業員に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社または当社の子会社の取締役、監査役、および従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役および監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役および監査役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権の名称

沢井製薬株式会社第1回新株予約権

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

平成20年8月11日

5. 新株予約権の行使請求受付場所及び払込取扱場所

(1) 新株予約権の行使請求の受付場所

当社本社総務部

(またはその時々における当該業務担当部署)

(2) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 赤川町支店

(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継部店)

6. 新株予約権の割当対象者

当社取締役 9名 当社監査役 1名 当社従業員 689名

当社子会社従業員 39名

7. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、株式数は7.(2)で決定された割当てる新株予約権の総数に100株を乗じた株式数とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とする。

(2) 新株予約権の総数

1,996個とする。なお、この内、当社取締役等に付与する新株予約権は375個、当社監査役に付与する新株予約権は20個とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、その割当てる総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月12日から平成27年8月11日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数

は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。

④ その他新株予約権の行使の条件は、平成20年8月11日に当社と割当者との間で締結予定の「新株予約権割当契約書」に定める。

(7) 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(ご参考)	定時株主総会付議のための取締役会	平成20年5月12日
	定時株主総会の決議日	平成20年6月24日

以 上